

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700176号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700172号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月30日の標準賞与額を4万6,000円、同年12月16日の標準賞与額を12万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年6月30日及び同年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年6月30日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月16日

短大を卒業後、A社に正社員として就職し、B事業所に配属され勤務していたが、その間に支給された賞与のうち、請求期間の賞与が年金の記録となっていない。記録を回復し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②の賞与支給明細書により、請求者は、A社から請求期間①に5万円、請求期間②に13万円の賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、上記賞与支給明細書の厚生年金保険欄は空欄となっており、健康保険欄は、当時の法定保険料率で計算した健康保険料（請求期間①は2,050円、請求期間②は5,330円）を大幅に上回る額（請求期間①は5,000円、請求期間②は1万4,300円）が記載されているところ、その額は、法定保険料率で計算した適正な健康保険料及び厚生年金保険料を合算した額（請求期間①は5,533円、請求期間②は1万4,617円）とほぼ一致しており、当該健康保険欄において厚生年金保険料及び健康保険料を合計した額が控除されたことが推認できる。

さらに、上記健康保険欄の控除額は、法定保険料率で計算した健康保険料及び厚生年金保険料の合算額よりも低額であることから、請求者は、賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低額な厚生年金保険料を、事業主により各請求期間の賞与から控除されてい

たことが認められる。

そこで、健康保険及び厚生年金保険のそれぞれの法定保険料率を合計した率におけるそれぞれの割合により、前記賞与支給明細書の健康保険欄に記載された控除額を按分し、各請求期間の健康保険料（請求期間①は1,852円、請求期間②は5,214円）及び厚生年金保険料（請求期間①は3,148円、請求期間②は9,086円）の控除額を認定し、その控除額に見合う標準賞与額（請求期間①は4万6,000円、請求期間②は12万8,000円）を算出する。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万6,000円、請求期間②は12万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年6月30日及び同年12月16日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700191号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700173号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月30日の標準賞与額を18万9,000円、同年12月16日の標準賞与額を22万5,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を18万5,000円、平成19年12月19日の標準賞与額を27万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年12月19日

A社に正社員として勤務していたが、その間に支給された賞与のうち、請求期間の賞与が年金の記録となっていない。記録を回復し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③について、請求者から提出された家計簿には、請求期間に係る賞与の差引支給額として請求期間②は172,470円、請求期間③は186,632円と記載されていることが確認できる。

また、複数の同僚が保管する請求期間の賞与に係る賞与支給明細書によると、厚生年金保険料欄は空欄となっているものの、健康保険料欄において健康保険料及び厚生年金保険料を合計

した額が控除されたことが推認できる。

さらに、上記賞与支給明細書において、請求期間②については賞与支給額の10%、請求期間③については賞与支給額の11%に相当する額が健康保険料欄に記載されていることから、請求者についても、同様に控除されていたものと推認できることを踏まえ、請求者から提出された家計簿に記載された各賞与の差引支給額から判断すると、請求者は、A社から平成17年6月30日に賞与(21万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料(1万3,220円)、同年12月16日に賞与(23万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料(1万6,075円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④について、請求者から提出された家計簿には賞与の差引支給額として154,057円と記載されていることが確認できること及び複数の同僚が保管する請求期間の賞与に係る給与支給明細書から判断すると、請求者は、A社から平成18年6月28日に賞与(19万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料(1万3,237円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑤について、金融機関から提出された普通預金取引元帳によると、平成19年12月19日に事業所から232,265円が振り込まれており、請求者から提出された家計簿に記載の差引支給額はこれと一致していること及び複数の同僚が保管する請求期間の賞与に係る給与支給明細書から判断すると、請求者は、A社から平成19年12月19日に賞与(28万754円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料(2万499円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑤までに係る標準賞与額については、前述の家計簿及び普通預金取引元帳並びに同僚の当該期間に係る賞与の上記明細書を基に算出した保険料控除額から、平成17年6月30日は18万9,000円、同年12月16日は22万5,000円、平成18年6月28日は18万5,000円、平成19年12月19日は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①については、請求者は、当該期間に係る賞与支給明細書等を保管しておらず、A社の事務担当者は、当時の資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間における賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）により、平成16年の年間の給与収入額及び社会保険料控除額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。